

## 大切なお知らせ

### 「経営強化税制」、「固定資産税特例」等の税制特例に関する 誤った内容の「工業会等による証明書」発行についてのお詫びとお願い

この度、「中小企業経営強化税制」、「先端設備等導入計画に関する固定資産税の特例」、「(旧)生産性向上設備投資促進税制」、「(旧)中小企業投資促進税制(上乘せ措置)」、「(旧)経営力向上計画に関する固定資産税の特例」において、弊社の空調等設備の一部が、これら税制特例の対象設備に該当しないにもかかわらず、誤って該当要件を満たしているものとして「工業会等による証明書」が発行されていたことが判明しました。

「工業会等による証明書」の発行を受けたお客様のうち、誤った内容の証明書を用いて税制特例の適用を受けられていたお客様におかれましては、お手数をおかけしますが、税額の修正申告、納付手続等の税務手続をしていただく必要がございます。

ご愛用いただいているお客様に深くお詫びを申し上げますとともに、発生の経緯と今後の対応についてご案内いたします。

今回、お客様から「工業会等による証明書」の記載内容についてお問合せがありました。「工業会等による証明書」は、弊社が自社のソフトウェアを用いて申請対象の該非判定を行った上で記入しており、同ソフトウェアに登録している一部の製品の仕様データに誤りがあることが判明しました。

社内にて調査した結果、対象期間である平成26年1月～現在の間、誤った内容の証明書が発行されたことを確認しました。

該当する証明書の発行を受けた可能性があるお客様には、弊社より直接ご連絡し、証明書の誤り部分のご説明、ならびに修正申告等の税務手続のお願いと、税額のお支払いを含めた具体的な今後の手続きについてのご案内をさせていただきます。

なお、お心当たりがあり弊社からの連絡が無くご心配のお客様は、誠にお手数ですが、以下のフリーダイヤル、または弊社ウェブサイトにてご相談下さい。弊社にて状況を確認の上、個別にご回答申し上げます。

今後、このようなことがないように、証明書発行に関わる仕様データの作成から申請書発行までの業務手順の厳格化、各手順におけるデータや記載内容のクロスチェックの徹底、業務の実施状況の定期点検および改善など、万全の対策を期して参ります。

お客様におかれましては、大変ご迷惑とお手数をおかけいたしますが、なにとぞ、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

フリーダイヤル 0120-557-704（平日 9時～17時30分）  
お問合せフォーム <https://www.daikinaircon.com/info/20220823/contact/>

2022年8月23日  
ダイキン工業株式会社

#### ①経営強化税制

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できるもの。

適用期間は平成29年4月1日から令和5年3月31日まで。

#### ②先端設備等導入計画に関する固定資産税の特例

中小企業等経営強化法（令和3年6月15日までは生産性向上特別措置法）の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、対象設備を取得や製作等した場合に、市町村の判断により、新規取得される事業用家屋又は償却資産に係る固定資産税が最初の3年間最大ゼロになるもの。

適用期間は平成30年6月6日から令和5年3月31日まで。

#### ③生産性向上設備投資促進税制

先端設備や生産ラインやオペレーションの改善に資する設備を取得、製作等した場合に即時償却又は取得価額の5%の税額控除（建物・構築物は3%）（※）が選択適用できるもの。

適用期間は平成26年1月20日から平成29年3月31日まで。

（※）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得し事業の用に供した場合は、取得価額の特別償却（50%、建物・構築物は25%）又は税額控除（4%、ただし建物・構築物は2%）の選択適用。

#### ④中小企業投資促進税制（上乗せ措置）

中小企業投資促進税制の対象設備のうち、生産性向上に資する一定の設備に対する上乗せ措置。

適用期間は平成26年1月20日から平成29年3月31日まで

#### ⑤経営力向上計画に関する固定資産税の特例

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得、製作等した場合に、最初の3年間固定資産税が1/2に軽減されるもの。

適用期間は平成28年7月1日から平成31年3月31日まで。

《証明書類のサンプル》

別紙①「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の  
先端設備等に係る生産性向上要件証明書」サンプル

(様式1)

(一社) 日本冷凍空調工業会指定用紙	
整理番号	CHU-〇〇〇〇-〇〇〇〇
① ソフトウェア以外の場合	■
② ソフトウェアである場合	□

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	建物附属設備
	設備の種類又は細目	冷房、暖房、通風又はボイラー設備
	設備の名称	エアコン
	設備型式	RXYP900FB(室外機型式。室内機は FXYFP112NA, FXYHP160NA)
	本社名・事業所名	〇〇〇〇株式会社

〇上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	① 販売開始年度(西暦): 2021年度(注2) ② 取得(予定)日を含む年度: 2022年度(注2) ② - ① = 1年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否		1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置: 10年、工具: 5年、器具・備品: 6年、構築物、建物附属設備: 14年、ソフトウェア: 5年とする。

(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 〇〇〇〇年 〇月 〇日  
〒105-0011  
東京都港区芝公園3-5-8  
機械振興会館内

一般社団法人日本冷凍空調工業会  
会長 〇〇 〇〇 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 〇〇〇〇年 〇月 〇日

製造事業者等の名称 ダイキン工業株式会社

製造事業者等の所在地 大阪市北区中崎西二丁目4番12号

〇〇〇〇 空調営業本部長 印

代表者氏名: 〇〇 〇〇

担当者氏名: 〇〇 〇〇

所 属: ダイキン〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社

担当者連絡先(電話番号): 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地】又は  
【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3. 先端設備等の種類」の「所在地】について変更がある場合

変更事項 (注3)	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第64条に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

別紙②「産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書」  
サンプル

(様式1)

産業競争力強化法の生産性向上設備等  
のうち先端設備に係る仕様等証明書

一般社団法人 日本冷凍空調工業会 指定用紙	
整理番号	JRA-〇〇〇〇-〇〇〇〇
① 下記②③以外の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	
② 当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置である場合 <input type="checkbox"/>	
③ 当該設備がソフトウェアである場合 <input type="checkbox"/>	

設備の種類	器具・備品
設備の用途又は細目	冷房、暖房、通風又はボイラー設備

当該設備の概要	設備の名称	エアコン
	設備型式	SZRC160BAD SZRC160BA SZRB80BAT
	納入数量	SZRC160BAD×1 SZRC160BA×1 SZRB80BAT×1
	納入年月	平成 28 年 8 月 (予定を記入すること)
	設置場所	(事業所名) □□□株式会社 ○○支店 (所在地) ○○県□□市△△△-○-□

該当要件	①「最新モデル」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア組込型機械装置 (中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。) である場合は、「一代前モデル」でも可。	① 該当 2. 非該当
	②「生産性向上」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア (中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。) である場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	① 該当 2. 非該当
	先端設備の当否	① 該当 2. 非該当

該当要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

平成 〇〇年 〇月 〇日

〒105-0011  
東京都港区芝公園 3-5-8  
機械振興会館内  
電話：03-3432-1671  
一般社団法人日本冷凍空調工業会

会長 ○○ ○○ 印

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

平成 〇〇年 〇月 〇日

製造業者等の名称 ダイキン工業株式会社

製造業者等の所在地 大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号

代表者氏名 〇〇〇〇 空調営業本部長 印  
〇〇 〇〇

担当者氏名 〇〇 〇〇  
担当者連絡先 (電話番号) 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(注) 本証明書は、生産性向上設備投資促進税制 (中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む) の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件 (「最新モデル」、「生産性向上」の要件) を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。  
[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikoujo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikoujo.html)